

資料編

- 1 第5次結城市総合計画策定の経緯
- 2 第5次結城市総合計画策定の各種会議の名簿
- 3 結城市総合計画審議会条例
- 4 第5次結城市総合計画審議会 諮問・答申
- 5 第5次結城市総合計画策定市民まちづくり委員会設置要項
- 6 第5次結城市総合計画に関する提言書

1 第5次結城市総合計画策定の経緯

(1) 総合計画審議会

回	月 日	内 容
1	平成22年 5月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・会長及び副会長の選出 ・第5次総合計画策定の進め方の説明 ・審議スケジュールの説明
2	平成22年 7月26日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画基本計画の諮問
3	平成22年 9月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の答申案の審議
4	平成22年12月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画基本計画の諮問, 審議 ・パブリックコメントの実施の説明

(2) 総合計画策定市民まちづくり委員会

回	月 日	内 容
1	平成22年 1月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・委員自己紹介 ・委員長及び副委員長の選出 ・第5次総合計画策定の進め方の説明
2	平成22年 3月 4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・結城市の現況及び社会状況の説明 ・市民アンケートの結果の説明 ・結城市の課題を考える1(ワークショップ)
3	平成22年 3月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・結城市の課題を考える2(ワークショップ)
4	平成22年 4月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・結城市の施策を考える1(ワークショップ)
5	平成22年 5月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・結城市の施策を考える2(ワークショップ)
6	平成22年 6月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書の内容を考える(ワークショップ)

(3) 総合計画策定委員会

回	月 日	内 容
1	平成22年 1月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会及び専門部会の役割説明 ・専門部会部会長及び副部会長の選出 ・第5次総合計画策定の進め方説明 ・スケジュールの説明
2	平成22年 7月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まちづくり委員会からの提言の確認 ・基本構想案の確認
3	平成22年12月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画案の確認

(4) 総合計画策定専門部会

回	月 日	内 容
1	平成22年 1月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・策定委員会及び専門部会の役割説明 ・専門部会部会長及び副部会長の選出 ・第5次総合計画策定の進め方の説明 ・スケジュールの説明
2	平成22年 4月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・職員アンケート結果及び懇談会での意見について説明 ・社会情勢分析結果の説明 ・施策大綱(骨子)の説明 ・政策課題の検討 ・第4次総合計画後期基本計画主要事業実績調査の説明
3	平成22年6月中旬 (部会毎に実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・施策大綱(骨子)修正案の確認 ・基本施策の集約, 分割, 追加等の検討 ・基本目標及び基本施策の文言の検討

4	平成22年7月上旬 (部会毎に実施)	・市民まちづくり委員会からの提言書確認 ・基本構想の検討
5	平成22年8月下旬 (部会毎に実施)	・基本計画案の作成
6	平成22年11月下旬 (部会毎に実施)	・基本計画案の検討
7	平成22年12月中旬 (部会毎に実施)	・基本計画案の検討

(5) 地区別懇談会

月 日	学 区 名	場 所
平成22年 2月 2日 (火)	結城小	市公民館
平成22年 2月 4日 (木)	上山川小	上山川就業改善センター
平成22年 2月 8日 (月)	城南小	南部中央コミュニティセンター
平成22年 2月10日 (水)	山川小	山川文化会館
平成22年 2月12日 (金)	結城西小	四ツ京ふれあい館
平成22年 2月15日 (月)	城西小	小田林コミュニティセンター
平成22年 2月17日 (水)	江川北小, 江川南小	江川地区多目的集会施設
平成22年 2月19日 (金)	絹川小	絹川地区多目的集会施設

(6) 団体別懇談会

月 日	団 体 名
平成22年 1月21日 (木)	小中学校家庭教育学級
平成22年 1月26日 (火)	NPO 法人結城まちづくり研究会
平成22年 2月 2日 (火)	市内中学校生徒会
平成22年 2月 4日 (木)	市内高校生徒会
平成22年 2月 5日 (金)	結城看護専門学校
平成22年 2月 9日 (火)	ゆうき女性会議
平成22年 2月12日 (金)	結城市ボランティア連絡協議会
平成22年 2月16日 (火)	農業関係者
平成22年 2月22日 (月)	子育てサークル
平成22年 2月23日 (火)	結工懇話会
平成22年 2月25日 (木)	結城商工会議所

(7) パブリックコメント手続

月 日	内 容
平成22年 8月11日 (水) ～ 9月 7日 (火)	基本構想パブリックコメント意見募集期間
平成22年 8月22日 (日)	基本構想パブリックコメント説明会 場所：市民文化センターアクロス展示室
平成22年 8月26日 (木)	基本構想パブリックコメント説明会 場所：市民情報センター
平成23年 1月 4日 (火) ～ 1月31日 (月)	基本計画パブリックコメント意見募集期間
平成23年 1月19日 (水)	基本計画パブリックコメント説明会 場所：市民情報センター
平成23年 1月23日 (日)	基本計画パブリックコメント説明会 場所：市民情報センター, 山川文化会館 江川多目的集会施設

2 第5次結城市総合計画策定の各種会議の名簿

(1) 結城市総合計画審議会委員名簿

選出区分	役 職	氏 名
市議会議員	議長	孝井 恒一
	副議長	鈴木 孝一
	総務委員長	金子 健二
知識経験者	県議会議員	白井 平八郎
	市代表監査委員	◎亀岡 邦夫
市民代表	自治協力員連合会会長	広瀬 清
	環境衛生協議会会長	近藤 一衛
	消防団団長	館野 祐二郎
	(社)結城市医師会会長	稲葉 直樹
	民生委員児童委員協議会会長	鈴木 直美
	結城商工会議所会頭	中山 徹雄 (安藤 嘉胤)
	北つくば農業協同組合結城支店店長	北條 次男
	教育委員会委員長	柴 正
	結城信用金庫本店営業部長	吉村 克司
第5次結城市総合計画策定市民まちづくり委員会委員代表	○新澤 一夫	

◎：会長 ○：副会長 ()内は前任者

(2) 第5次結城市総合計画策定市民まちづくり委員会委員名簿

選出区分	所 属 等	氏 名
学識経験者	白鷗大学教育学部教授	◎結城 史隆
団体推薦	北つくば農業協同組合結城青年部	稲葉 賢一
	結城市工場協会	栗原 勝彦
	子育てサークル	永田 真己子
	結城市商業地域づくり連合会	初美 寿秋
	結城市小中学校PTA連絡協議会	岩崎 勤
	ゆうき女性会議	古山 八重子
	(社)結城青年会議所	清本 正治
	結城市体育協会	○新澤 一夫
	ゆうきボランティア・ネットワーク	渡辺 美佐子
	結城市文化協会	稲葉 昭二郎
	結城市ボランティア連絡協議会	雨谷 節子
市民(公募)		飯島 浩明
		木村 祐子
		石島 孝雄
		富田 博
		湯本 武利
		池田 喜代二
		小貫 隆嗣
		土田 構治
		角田 亮子
		外山 好夫
		倉持 儀明
	石井 千代子	

◎：委員長 ○：副委員長

(3) 総合計画策定委員会委員名簿

①平成21年度

役 職	氏 名
副市長	◎飯島 圭介
教育長	○木村 裕
市長公室長	大越 洋一
市民生活部長	鈴木 忠
保健福祉部長	河田 良一
産業経済部長	菅谷 惠一
都市建設部長	金子 照男
上下水道部長	伊佐岡 岳
教育次長	岡本 光寿
議会事務局長	奥村 広志
会計管理者	矢口 俊雄
秘書課長	滝澤 正好
総務課長	戸田 裕
人事課長	柴山 孝一
企画政策課長	佐藤 修一
協働推進課長	石塚 安男
財政課長	篠崎 秀夫
市民課長	金子 秀子
社会福祉課長	宮田 まち子
農政課長	宮本 敏男
都市計画課長	谷沢 忠
下水道業務課長	池田 通
学校教育課長	岩田 明久
女性政策室長	湯本 芳江

◎：委員長 ○：副委員長

②平成22年度

役 職	氏 名
副市長	◎飯島 圭介
教育長	○木村 裕
市長公室長	菅谷 惠一
市民生活部長	鈴木 忠
保健福祉部長	河田 良一
産業経済部長	戸田 裕
都市建設部長	篠崎 秀夫
上下水道部長	野澤 英夫
教育次長	岩田 明久
議会事務局長	奥村 広志
会計管理者	宮田 まち子
秘書課長	宮本 敏男
総務課長	柴山 孝一
企画政策課長	佐藤 修一
協働推進課長	石塚 安男
財政課長	落合 聡
市民課長	江原 繁
社会福祉課長	林 繁夫
農政課長	稲葉 清進
都市計画課長	谷沢 忠
下水道業務課長	加藤 直敏
学校教育課長	滝澤 正好
女性政策室長	生沼 八重子

◎：委員長 ○：副委員長

(4) 総合計画策定委員会専門部会委員名簿

①平成21年度

部 等	選出区分	氏 名
市長公室	市長公室長	◎大越 洋一
	総務課長	○戸田 裕
	秘書課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	佐藤 栄一
	総務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	広瀬 文彦
	人事課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	増山 智一
	協働推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	飯島 敏雄
	財政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	大武 英二
市民生活部	契約管財課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	塚原 隆
	市民生活部長	◎鈴木 忠
	市民課長	○金子 秀子
	市民課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	江原 繁
	生活環境課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	中塚 富雄
	防災交通課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	鈴木 昭一
	税務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	関根 智
	収税課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	谷中 里子
保健福祉部	人権推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	渡辺 高夫
	保健福祉部長	◎河田 良一
	社会福祉課長	○宮田 まち子
	社会福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	山中 健司
	介護福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	戸田 一美
	保険年金課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	酒寄 克一
産業経済部	健康増進センターの係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	小池 広
	産業経済部長	菅谷 惠一
	農政課長	宮本 敏男
	農政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	小林 忠
	耕地課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	笠倉 雅弘
都市建設部	商工観光課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	小野澤 利光
	都市建設部長	◎金子 照男
	都市計画課長	○谷沢 忠
	都市計画課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	野寺 政男
	土木課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	木村 健一
	区画整理課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	枝 康夫
上下水道部	企業立地推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	田中 智
	上下水道部長	◎伊佐岡 岳
	下水道業務課長	○池田 通
	下水道業務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	宮田 勝利
部に属さない課	下水道施設課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	壁谷 守男
	水道課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	遠井 二郎
	会計課、議会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局の係長以上の職員のうち、議会事務局長の推薦する者1人	曾雌 敦
教育委員会	教育次長	◎岡本 光寿
	学校教育課長	○岩田 明久
	学校教育課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	鶴見 俊之
	指導課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	松本 亨
	生涯学習課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	叶谷 正
	社会体育課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	駒井 勝男
	ゆうき図書館の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	新井 芳明
学校給食センターの係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	田崎 敏夫	

※ ◎=部会長 ○=副部会長

②平成22年度

部 等	選出区分	氏 名
市長公室	市長公室長	◎菅谷 惠一
	総務課長	○柴山 孝一
	秘書課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	佐藤 栄一
	総務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	広瀬 文彦
	協働推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	西村 規利
	財政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	大武 英二
	契約管財課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	塚原 隆
市民生活部	市民生活部長	◎鈴木 忠
	市民課長	○江原 繁
	市民課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	平井 とも子
	生活環境課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	酒寄 克一
	防災交通課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	鈴木 昭一
	税務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	関根 智
	収税課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	藤沼 康夫
保健福祉部	保健福祉部長	◎河田 良一
	社会福祉課長	○林 繁夫
	社会福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	山中 健司
	介護福祉課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	中塚 富雄
	保険年金課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	白石 勝巳
	健康増進センターの係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	沼田 哲
産業経済部	産業経済部長	◎戸田 裕
	農政課長	○稲葉 清進
	農政課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	増山 誠
	耕地課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	笠倉 雅弘
	商工観光課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	小野澤 利光
都市建設部	都市建設部長	◎篠崎 秀夫
	都市計画課長	○谷沢 忠
	都市計画課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	野寺 一徳
	開発指導課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	堀江 辰治
	土木課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	大羽 康浩
	区画整理第一課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	枝 康夫
	区画整理第二課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	大塚 一郎
	企業立地推進課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	田中 智
上下水道部	上下水道部長	◎野澤 英夫
	下水道業務課長	○加藤 直敏
	下水道業務課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	伊東 靖子
	下水道施設課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	壁谷 守男
水道課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	瀬戸井 武志	
部に属さない課	会計課、議会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局の係長以上の職員のうち、議会事務局長の推薦する者1人	曾雌 敦
教育委員会	教育次長	◎岩田 明久
	学校教育課長	○滝澤 正好
	学校教育課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	鶴見 俊之
	指導課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	渡辺 信之
	生涯学習課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	叶谷 正
	社会体育課の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	駒井 勝男
	ゆき図書館の係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	新井 芳明
学校給食センターの係長以上の職員のうち、所属長の推薦する者1人	石川 好次	

※ ◎=部会長 ○=副部会長

(5) 総合計画策定事務局名簿

職 名	氏 名
市長公室 市長公室長	菅谷 惠一 (大越 洋一)
市長公室 企画政策課長	佐藤 修一
市長公室 企画政策課 政策調整係長	森山 敏幸
市長公室 企画政策課 政策調整主幹	船水 由美
市長公室 企画政策課 政策調整主幹	湯山 友和

※ () 内は前任者

3 結城市総合計画審議会条例

○結城市総合計画審議会条例

昭和46年7月1日
条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、結城市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、結城市総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 市民代表者

(昭63条例12・平21条例9・一部改正)

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第7条 審議会の事務は、市長公室企画政策課において処理する。

(平12条例3・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

付 則 (昭和63年9月27日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第3号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月30日条例第9号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

4 第5次結城市総合計画審議会 諮問・答申

(1) 第5次結城市総合計画基本構想諮問文

企政諮問第1号

結城市総合計画審議会

第5次結城市総合計画基本構想（案）について、結城市総合計画審議会条例第2条の規程により答申を求める。

平成22年7月26日

結城市長 小西 栄造

平成22年9月28日

結城市長 小西 栄造 殿

結城市総合計画審議会
会長 亀岡 邦夫

第5次結城市総合計画基本構想について（答申）

平成22年7月26日付け結企政諮問第1号で当審議会に諮問された第5次結城市総合計画基本構想（案）について、審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

今次総合計画については、我が国が本格的な少子高齢、人口減少社会を迎える中における、本市の指針として、市民一人ひとりが安心して暮らせる活気ある地域社会を目指して、諸施策を推進されたい。

記

- 1 子育て支援や高齢者福祉の充実などの行政サービスを充実させた上で、それらを定住促進策としてパッケージ化するとともに、東北新幹線で東京まで60分といった交通利便性を生かした施策を立案し、人口を減らさないまちづくりを推進されたい。
- 2 行政サービスの充実化と効率化を両立するため、県境を越えた市町村間の連携を進められたい。特に交通面、医療面の施策の連携を図られたい。
- 3 都市計画道路について、その必要性を再検証するとともに、必要な路線の整備を推進されたい。
- 4 農業は、本市の基幹産業であるものの、耕作放棄地の拡大や担い手の減少といった課題が山積しているため、地産地消や地域ブランド化などを進め、元気あふれる農業の振興を図られたい。
- 5 結城駅北側の市街地は商店が減少して空洞化が進んでおり、高齢者をはじめとする交通弱者にとって不便な地域になっているので、そうした交通弱者にとっても住みよいまちづくりを進められたい。
- 6 伝統産業について、後継者育成にとどまらず、新たな需要を開拓する取り組みを支援されたい。また、伝統産業や見世蔵、寺社仏閣などを活用した観光を振興し、交流人口の増加を目指されたい。
- 7 少子化が教育に与える悪影響を緩和するとともに、少人数教育等により教育内容の充実に努められたい。

(3) 第5次結城市総合計画基本計画諮問文

企政諮問第2号

結城市総合計画審議会

第5次結城市総合計画基本計画（案）について、結城市総合計画審議会条例第2条の規定により答申を求める。

平成22年12月22日

結城市長 小西 栄造

(4) 第5次結城市総合計画基本計画答申文

平成23年2月7日

結城市長 小西 栄造 殿

結城市総合計画審議会
会長 亀岡 邦夫

第5次結城市総合計画基本計画について（答申）

平成22年12月22日付け結企政諮問第2号で当審議会に諮問された第5次結城市総合計画基本計画（案）について、審議した結果、下記事項の趣旨を十分に尊重され計画が進められることを要望し、原案のとおり答申する。

第5次結城市総合計画基本計画で掲げた目標の進捗状況を随時把握した上で、その情報を市民と共有し、市民との協働により効率的・効果的な施策の推進を図り、将来都市像「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」の実現を目指されたい。

記

- 1 限られた社会資源との認識のもと、救急車の適正利用について、市民への啓発を図られたい
- 2 消防団員の確保について十分に取り組まれたい
- 3 地域教育やスポーツ・レクリエーションの充実に取り組まれたい

5 第5次結城市総合計画策定市民まちづくり委員会設置要項

(設置)

第1条 市民参画により第5次結城市総合計画を策定するため、市民まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、前条の設置目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 市のまちづくりに関する様々な課題を抽出し、検討すること。
- (2) 第5次結城市総合計画策定について市民の目線から意見・提言を行うこと。
- (3) その他第5次結城市総合計画策定に当たって必要と認められること。

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者等
- (3) 市内に在住又は在勤する者（公募）

(任期)

第4条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じ随時開催する。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 委員長は、委員会で検討したことについて、第5次結城市総合計画策定委員会に随時提言するものとする。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成21年10月27日から施行する。

6 第5次結城市総合計画に関する提言書

第5次結城市総合計画に関する提言書（平成22年7月5日市民まちづくり委員会）

はじめに

現在、どの地域の自治体においても、総合計画策定に大変苦勞しています。それは、10年後の日本社会や地域がどのようになっていくか、明確な予想がつかないからです。日本は、明治維新以降、産業を育て経済を活性化させ、物質的生活水準をあげることを目標としてきました。しかし、このモデルがまったく通用しない時代に入ってきました。

国立社会保障・人口問題研究所では、30年後には日本の人口は1億1000万人前後となり、現在から約13%減少すると推計しています。このことは成長・拡大型社会から飽和・濃縮型社会へと移行していくことを意味し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の競争社会を変えていかなければならないということです。この時代の流れからはどの地域も逃れることはできません。

また、自治体のありかたも変わりつつあります。地域の人口が停滞し、経済成長を大幅に求めることができなくなり、財政の逼迫や硬直化に直面する一方で、市民たちが安心して暮らせる場所を創出していくことが求められるようになってきています。これから自治体はハコものをつくったり、インフラ整備に邁進したり、補助金をばらまくような施策は困難となってくるでしょう。それよりも、整合性が取れ体系化された大きなビジョンの中で、市民が生活をしやすいように枠組みを構築したり制度を整備したりして、市民の活動を活性化させるほうに重点が移ってくると思われます。

市民も自治体からのサービスを要求するだけでなく、社会をより良くするための視点を持ち、積極的に責任をもって活動することが求められるようになるでしょう。地域の事を熟知している市民たちが連携して主体的に活動し、それを自治体が支えていくという場面が今後多くなっていくと思われます。

このような背景のもとに、市では、第5次総合計画策定方針において、「市民参画による総合計画づくり」を掲げています。この方針に沿って、市民まちづくり委員会は設置され、私たちは委員として集まることになりました。市民まちづくり委員会では様々な課題を抽出し、分野別に意見を交換し、議論を積みかさねて検討しました。その議論のなかから、第5次総合計画に必要な施策をまとめ、今回の提言書の内容となりました。

市では、この提言書を十分に検討したうえで、第5次総合計画を策定し、私たちが安心して暮らすことが出来るまちづくりを進められるよう期待いたします。

市民まちづくり委員会委員一同

1 将来子どもたちに残したい結城像

第1回委員会において、委員それぞれが思い描く「将来子どもたちに残したい結城像」を発表し、お互いの思いを共有しました。

【将来子どもたちに残したい結城像】

- ・ 安全で安心な住みやすいまち
- ・ 歴史や文化，自然を誇りに思えるまち
- ・ 様々な人が交流できるまち

2 市の課題

第2回，第3回の委員会では，市民目線で市の課題を抽出しました。更にその課題について，10年後の結城市を見据えながら優先度を検討し，「医療・福祉」「観光・地場産業」「防災・防犯」「高齢者・介護」「子育て・教育」を重点課題としました。委員会で考えた市の課題は，以下のとおりです。

(1) 医療・福祉

- ・ 市内に小児科が少ない
- ・ 救急医療体制に不安を感じる
- ・ 福祉の窓口が分散している

(2) 観光・地場産業

- ・ 結城駅北側の商店街が寂しい
- ・ 市民に市の歴史や伝統産業が知られていなく，活用もされていない
- ・ 観光客の受け入れ態勢が十分でない
- ・ 農業，地場産業，商業の後継者が少ない
- ・ 農業，地場産業の販売やPRが十分でない

(3) 防災・防犯

- ・ 街灯が少なく，暗くて危険である
- ・ 災害時，避難場所が少ない
- ・ サイレンは鳴るが火事がどこか分からない

(4) 高齢者・介護

- ・ 一人暮らし高齢者が増加している
- ・ 高齢者の生活支援が不足している
- ・ 高齢者の生きがいづくり対策が不足している

(5) 子育て・教育

- ・ 子どもが外で遊んでいない
- ・ 通学路が危険である
- ・ 子ども同士の交流が少ない
- ・ 子育て支援が不足している
- ・ 先生の指導力が不足している
- ・ 学校施設が古い
- ・ 空き教室が活用されていない

(6) その他

- ・ 水戸線の北側と南側の市民のコミュニケーションがとれていない
- ・ 地域のコミュニティセンターが活用されていない
- ・ 道路が狭い
- ・ 働く場が少ない
- ・ 公共交通の便が悪い
- ・ 買い物できる場が不足している
- ・ 公園にごみが目立つ

3 市と市民との協働の重要性

市の課題を考える中で、施設や制度の欠如や不備についての意見が数多くありました。そうした意見が数多くある理由を委員間で話し合うなかで、既存の施設が十分に利活用されていないかったり、情報が市民に浸透していないことが明確になりました。

こうしたことから市の施策が市民生活に十分に寄与するためには、市民側の積極的な受け入れが必要であることが確認できました。

ハコモノ行政の限界と地方分権の更なる進展が明確になった現在、このような市と市民の認識の差を埋め、より良い市政運営を進めるためには、従来の機能に加えて以下の施策を2本柱として、市は「協働のまちづくり」を推進する必要があると考えます。

- ・ 市民生活の課題解決のための制度の整備とシステムの構築
- ・ 市民による地域の課題解決のための活動を支援するシステムの構築

一方、市民も主体的に地域の課題に取り組む姿勢が求められます。その際には、市の持つ施設、情報、ノウハウを十分に利用することが必要になってきます。

これらにより、現在、市で推進する「協働のまちづくり」が更に推進されると考えます。

4 重点施策

重点課題の「防災・防犯」「医療・福祉」「高齢者・介護」「子育て・教育」「観光・地場産業」に対応する施策として市民まちづくり委員会では、以下のことを重点施策として提言します。

なお、上記3のとおり、委員間で議論するなかで「協働のまちづくり」推進の重要性を認識することができたので、「行政でやるべきこと」にとどまらず、「協働でできること」についても提言することになりました。

(1) 防災の情報が市民に広く行き渡り、災害時には適切に対応できるシステムの確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 水害・震災危険箇所の対策
- ・ 防災無線の拡充
- ・ 防災意識の啓発とハザードマップ・避難場所の市民への周知と支援

【協働でできること】

- ・ 自主防災組織の結成
- ・ 防災意識に対する啓発活動と防災訓練の実施
- ・ ハザードマップ・避難場所の市民への周知
- ・ 水害・震災危険箇所のチェック
- ・ 消防団の充実
- ・ 災害ボランティアの整備

(2) 犯罪や事故を起こさないようにするための設備の充実やシステムの確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 防犯灯設置の補助
- ・ 防犯パトロール拡充のための支援
- ・ 危険な道路のチェックと対策
- ・ 歩道の整備

【協働でできること】

- ・ 防犯灯の管理
- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ あいさつ運動の強化
- ・ 交通安全教育の実施

(3) 誰もが適切な医療を受けることができる制度とシステムの確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 総合医療や救急医療に対応する医療連携体制の整備と情報発信
- ・ 医療福祉費制度の見直しと適切・公平な制度の整備
- ・ 医療知識普及に関する活動の支援
- ・ 健康増進やスポーツ普及のための活動の支援

【協働でできること】

- ・ 医療知識，健康知識の普及のための活動
- ・ 健康イベントや総合型スポーツクラブの実践

(4) 高齢者が行きたいところに行け、やりたいことのできる仕組みづくり

【行政がやるべきこと】

- ・ 巡回バスの運営の改善
- ・ 独居高齢者の見守りシステム構築の支援
- ・ 介護に関する知識の普及と介護者に対する支援
- ・ 高齢者向け生涯学習の整備

【協働でできること】

- ・ 高齢者介護・福祉に関する啓発活動
- ・ 高齢者の見守りシステムの構築と運用
- ・ 高齢者の生活利便性向上のための活動
- ・ 高齢者の生きがいの場の創出
- ・ 既存公共施設・組織の利活用の推進

(5) 子どもたちが健やかに育つためのシステムと場の確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 学校施設の点検と充実化
- ・ 子ども関連施設の利用状況の調査とそれに基づく改善点の対応
- ・ 外国人子弟の教育支援のためのプログラムや枠組みの設定

【協働でできること】

- ・ 地域市民による子どもの居場所作り
- ・ 学校の先生との連携による活動の創出
- ・ ひきこもり，不登校生徒のための交流の場の創出
- ・ 伝統文化を子どもたちに伝承するための場の創出
- ・ 登下校時の子どもの見守り活動の充実化
- ・ 外国人子弟に対する教育や生活の支援
- ・ 親同士の交流，親の学び場の創出

(6) 観光の振興と地場産業の活性化のための設備の整備と利活用方法の確立

【行政がやるべきこと】

- ・ 各種観光施設の案内とアピール

- ・ 有料トイレの設置
- ・ 物産品のブランド化の仕組みづくり
- ・ 新規就農希望者への支援
- ・ 中心市街地活性化基本計画の見直し

【協働でできること】

- ・ 「“市民一人ひとりがおもてなし”の街」創出のための活動
- ・ インターネット発信の工夫
- ・ 市民のための観光勉強会や受け入れ態勢の研修会の実施
- ・ 新しい観光ルートの開発
- ・ 地域ブランド品の開発
- ・ 伝統産業の新しい商品開発，利用法，使用機会の検討と実践
- ・ 新規就農希望者に対する農業技術の提供
- ・ イベント，祭りの活性化